

【質問1回目】

○安藤薫議員 二つ目に、就学援助金制度の充実についてです。

第4次行財政改革の一環で、昨年、今年と続けて実施された就学援助金制度の所得認定基準の引き下げについて、私たち日本共産党議員団は、子育て世代の経済的負担軽減を望む声に背を向けて、また、独自の子育て支援策として認定基準を維持してきたこれまでの市の姿勢にも矛盾するものとして、反対をしてまいりました。この引き下げによって子育て世代にどのような影響が出たのか、お答えをいただきたいと思います。

また、前年の所得が認定基準を上回っていても、失業や病気などにより今年度の収入が減少した場合の対応についてもお聞きいたします。

摂津市は就学援助金の認定基準を引き下げ、より援助を必要とされているところにシフトしていくとこの間説明されてきましたが、そのシフト先、そして金額についてもどのようなになっているのかもお答えいただきたいと思います。

【質問1回目への答弁】

○山本教育総務部長 続きまして、就学援助金制度に係るご質問にご答弁申し上げます。

今回の改正につきましては、議員のお話にもございましたように、より経済的に困難な方に対して支援を行うということを目的とし、この2か年で段階的に実施したものでございます。所得基準の見直しを行う一方で、府内で初めてとなりますPTA会費、生徒会費、年額にいたしまして小学生3,290円、中学生9,370円の支給を行うものになったものでございます。

制度改正による影響についてでございますが、認定状況につきましては、平成25年4

月時点での認定率は、平成23年4月と比較し約7ポイント、認定者数で538名の減となっており、所得基準額超過による非認定者は86名で、40名増加いたしております。このうち、見直し前の認定基準を上回っておられる方が10名であり、残り76名のうち前年度も認定を受けておられた方は35世帯66名というような状況となっております。

今回の見直しにより、4月段階での比較にはなりますが、約2,800万円の財源が捻出でき、その財源を活用し、本年4月時点で1,976人の児童生徒の保護者に対してPTA会費、生徒会費として年間延べ1,000万円を支給する予定となっております。

また、このほか、経済的に困難な方への制度として、私立高等学校学級支援金を創設いたしており、約1,100万円の給付になると見込んでおります。

次に、特別事情による認定の周知につきましては、毎年度当初に配布いたします制度説明の文書にも記載をいたしており、また合わせて、学校現場にもその制度の内容を説明し、情報提供を行っているところでございます。同制度による認定の状況は、昨年度は5世帯7名、今年度、平成25年度現時点で2世帯2名という状況となっております。

【質問2回目】

○安藤薫議員 就学援助金制度についてであります。

子育て世代の経済的な負担というのは非常に高いということは共通の認識だと思います。文部科学省が平成22年に子どもの学習費調査というものをされています。子どもの学習費、学校教育費と学校給食費、学校外活動費が子どもの学習費ということで統計されているようですが、その平均では、公立小学校では年間30万4,093円、学校教育費は5

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

安藤薫議員

2 就学援助金制度の充実について

万4,929円とのことです。中学校では年間45万9,511円で、学校教育費は13万1,501円となっています。とりわけ、学校教育費は図書、学用品、実習費、修学旅行、遠足、見学費、教科外活動費、通学関係費など、学校教育を受けるためには選択の余地のない費用負担ということになっていて、非常に大きな負担となっています。義務教育は本来無償であるべきものですが、実際にこれだけの費用がかかっています。この矛盾の穴埋めをするための制度が就学援助金制度であって、摂津市は大阪府内の中でも国庫負担が削られていく中でも子育て支援の柱として基準を引き下げずにきて頑張ってきたという経過があるわけです。

そういったことを考えたときに、今、年少扶養控除が廃止されて、子育て世代の税金の負担が大きく増やされているもとの、一昨年と比べて2年間で538人この制度から排除されてしまった、制度を受けられなくなっている人がいるということは私はしっかりと見ていかなければならないというふうに思っています。昨年は受けられたけども今年は受けられなくなった人たち、具体的に就学援助金制度が受けられなくなったことによって、どれだけの負担が増えたのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、申請したけども非認定になるケース、これは事前に学校などでも就学援助金の概要などをお示しをする資料も案内を配っていただいていますから、大体自分が該当するかどうかというのを理解されながら申請されることが常であると思いますけれども、この2年間で約40人ほど、申請したけども非認定になったという方がいらっしゃるということについて、どのように認識をされておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

【質問2回目への答弁】

○山本教育総務部長 就学援助制度についてご答弁申し上げます。

非認定になった方の負担額というお問い合わせでございますが、個々の負担額についてはそれぞれ差がございますことから、個々の影響額についての算出は困難な状況でございます。平成23年度の平均支給額で申しますと、小学生が5万6,440円、中学生が4万7,170円となっております。先ほどのご答弁にも申し上げましたように、本制度の目的は、市の限られた財源の中、より経済的に困難な世帯の方に対して支援を実施するために行ったものであり、4月時点ではございますが、1,976名の児童生徒の保護者に対してはその目的が達成できたものと認識をいたしております。

なお、他市の調査の結果ではございますが、平成25年度4月時点における認定基準額の大阪府の平均におきましては、借家において294万4,000円、持ち家の場合で276万7,000円となっております、いずれも本市を下回っている状況でございます。

失礼いたします。

先ほどのご答弁の中で、平成23年度就学援助の平均支給額中学生を4万7,170円とご答弁申し上げましたが、4万7,140円への訂正をよろしくお願いいたします。

【質問3回目】

○安藤薫議員 就学援助金の制度につきましては、シフトをされている部分もありますが、先ほど申し上げました義務教育は無償という問題と現状の矛盾を補完する大事な子育て支援策として引き下げた認定基準を元に戻すということをぜひ求めておきたいと思っております。これは意見です。